

けんろく 通信

No.038
2024.4

KENROKU REPORT



弁護士法人
兼六法律事務所

URL <https://kenroku.net/>

[金沢事務所]
〒920-0932 金沢市小將町3番8号
TEL 076-232-0130 FAX 076-232-0129

[白山事務所]
〒924-0885 白山市殿町48番地
TEL 076-287-6746 FAX 076-287-6756
(金沢弁護士会所属)



<プロフィール>

氏名 ふたつぎ かつあき 二木 克明

出身:長野県
趣味:散歩、ドラマ鑑賞
休日の過ごし方:スポーツ観戦

Q.1 経歴を教えてください。

昭和61年秋に司法試験合格後、大阪地検等で検事として働きました。平成7年4月からは弁護士として当事務所に入所し、令和4年度は、金沢弁護士会会長を務めました。

Q.2 どんな仕事をしていますか？

相続と労働関係の紛争事件が中心です。



昨年5月、アメリカに行った時の五大湖の一つ、エリー湖畔での写真です。

Q.3 現在の目標を教えてください。

自分の依頼者や周囲の方々の笑顔と安心満足を、そして、その笑顔の輪が広がることを目指しています。周囲の人々のやる気を引き出し、伸ばすタイプの人と、逆に周囲を犠牲にして自分だけのし上がるタイプの人があります。前者を目指して研鑽しております。



ペットのまるちゃんと一緒に戯れている写真です。

スタッフ
より一言

金銭の流れや複雑な事案も鮮やかに読み解かれ、いつも感嘆しております。その上、依頼者様の心情を汲み取って、主張書面を作成する、人情に厚い先生とも思います。(スタッフS)

二木克明弁護士、主計町にて

たかせ はるき
高瀬 晴樹

アルバイトを終えて



約1年間お世話になりました。法律事務所での業務を通して、世間で何が起きているのかを知ることができ、社会勉強になりました。私のことを気遣い、お菓子をくださるなど、優しく接していただき、ありがとうございました。

編集後記

内部・外部のセミナーが充実しています。インプットとアウトプット、どちらも大切だと改めて感じました。「けんろく通信も、発展していきたい!」の心から、読者アンケートを募集中です。ご意見・ご感想、ぜひお待ちしております。

アンケートは
こちらから



スタッフ 品田

ご挨拶

弁護士 小堀 秀行
Hideyuki Kobori



1月1日に能登半島地震が起きました。お陰様で事務所もスタッフも直接の被害はありませんでしたが、亡くなられた方、怪我をされた方、自宅を失われた方も多数ありました。心よりお見舞い申し上げます。地震により生活は一変し、住宅が全半壊した方、店舗や工場を失った事業者の方など、今後の生活再建、事業の再建に向けての支援が求められています。東日本大震災の後、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が作られ、住宅ローンや個人事業者の金融債務について一定のルールにしたがって整理できることとなりました。このガイドラインは法人には適用されませんが、法人事業者も過大な債務を負担したままで事業の再開を果たすことは容易ではありませんので、金融機関との間で債務を調整し、一定の減免も必要になります。その方法としては従前からいくつもの私的整理、法的整理の手法が用意されており、これらの中から最適な方法を選択することになります。

弁護士会は震災対応を最優先課題として取り組んでおり、私たちもできる限りの協力をし、一日も早く被災者の皆さんが笑顔になれるよう努力して参ります。



社長のお悩み相談室

～「誰にも聞けない」そのお悩み聞かせてください～

「社長だから今さら聞けない」「社長VS社員の構造から抜け出して、会社全体でよりよい会社をつくりたい」そんな社長の嘆きの裏にあるものは何か。日々多数の社長から相談を受けている弁護士が社長の悩みを解きほぐす。

弁護士 **森岡 真一**
Shinichi Morioka

企業法務に注力している。企業法務分野に取り組む際には、『経営者のパートナーとして会社を良くしていく』という姿勢を一貫しており、企業の『考え方』を共有し、寄り添うことを大切にしている。



このイラストも、著作権侵害なのですか…？

弊社では、10年ほど前から、毎月1回、ブログを更新しています。そのブログのアイキャッチ画像として、あるイラストを使っています。使用料などは支払っていません。ブログを作り始めた当初の担当者は退職しており、今となってはそのイラストの出所が分からない状態です。このような状態で、法律的に何か問題はありますか。

そのような状態だと、他人の著作権を侵害している可能性があります。

著作権…聞いたことはあります。

イラストも著作物にあたり、それを作った人はイラストに対して著作権を持っています。著作権者の許可を受けずに著作物を利用した場合は、損害賠償や使用の差し止めを求められる可能性があります。

そうですね。よく、インターネットでイラストを検索すると、「著作権フリー」や「無料素材」などと書いてあるものを見かけますが、これらの場合は許可を取ったりお金を払ったりせずにイラストを使っても問題ないのでしょうか。

そのように書いてあっても、規程をよく読むと使用料を支払わなければならないといった場合や、有料の物と無料の物が混在している場合などもあるので、規程をよく読む必要がありますね。

なるほど。実際に、イラストの著作権侵害を理由にお金を請求されるといった事例はあるのでしょうか。

はい、例えば、Googleの画像検索を使い、その画像を使用しているウェブサイトを検索し、検索結果から無許可で画像を使っている者があれば、賠償請求をするといった例があるようで、そのような請求を受けたという相談事例も複数あります。

気を付けないといけないですね。私としては、取り急ぎどんな対応をすればよろしいでしょうか。

出所の分からないイラストを使うと、気付かないうちに著作権侵害をしてしまっている可能性もありますので、そのイラストを使うのはやめて、有料のイラストを使うか、無料で使って問題ないと確認できたイラストを使うようにされたらよいと思います。

ありがとうございます。早速そのようにしたいと思います！

けんろく アクティ部

このコーナーでは事務所の取組を紹介します。

未来改革セミナーを今年も実施しました！

1月4日に毎年恒例となりました「未来改革win-winセミナー」を行いました。

今回は弁護士スタッフともに事前にアンケートをとり、事務所の理念「法的サービスの提供を通じて社会を幸福にします」を実現するためにどうすべきかをテーマにディスカッションをしました。



連続オンラインセミナーを開催！

令和5年11月から、連続セミナーを4回開催しました。毎回沢山の質問があがり、活発なセミナーになりました。参加された方からは、「手法や対応策が端的にまとめられていて、とても役立ちました」「対策が重要だと感じた」等の感想をいただきました。今後も、セミナーを開催予定です。メール等で案内しますので、ご興味のある方は、ぜひご参加ください。



外部研修に参加しています！

スタッフのスキル向上のために各セミナーに積極的に参加しています。

今回はスタッフ2名が、チーム力強化のため、「アサーティブコミュニケーション*」について学びました。



※お互いを尊重しながら意見を交わすコミュニケーションのこと。

けんろくフォトライブラリー

忘年会を、辻家庭園で行いました！



弁護士やスタッフの家族も参加しました！

1年間のふり返りやプレゼント贈呈

